

— 教員人材銀行登録のご案内 —

「愛知県教育委員会は、障害者の法定雇用率の確保を目指しています。」

(公財) 愛知県教育・スポーツ振興財団 教員人材銀行では、講師を希望する方の登録を行っています。

1 登録できる職種

愛知県内の小中高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校の講師(常勤・非常勤)、養護教諭及び栄養教諭の講師(常勤・非常勤)

2 登録できる方

- (1) 教育職員免許法に定める教員免許状を所有している方、又は取得見込みの方
- (2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しない方

3 登録の方法等

教員人材銀行窓口、又は郵送で登録していただけます。ただし、3月卒業見込の方は、9月1日からの受付になります。

登録方法 提出書類等	窓 口 で 登 録	郵 送 で 登 録
教員人材銀行 登 録 書	備え付けの用紙又はHPからダウンロード	HPからダウンロード又は郵送にて取り寄せたもの
返信用封筒	(不要)	宛名を記入した定型封筒(切手貼付)を同封
そ の 他	窓口の受付時間 平日 午前9時～午後5時(時間厳守) 土・日曜日、祝日、年末年始を除く	登録事務処理 ・書類に不備があった場合は郵送にて返却します。 ・登録後、「教員人材銀行に登録された方へ」を送付します。

※ 郵送の際は、重量を必ず確認の上、料金不足が生じないようにご注意ください。

※ 免許状取得見込の方は、在籍する学校が発行する免許状取得見込証明書(写しも可)を提出してください。

※ 登録時及び登録後において、提出された書類内容に虚偽があることが判明した場合は、登録を無効とし、登録情報を抹消します。
また、当方が悪質であると判断した場合は、以降の再登録を認めないこととします。

4 登録の有効期間

システム変更のため令和8年4月30日までです。令和8年5月以降に登録を希望される方は、新たに登録が必要となります。
新システムの登録方法については、当ホームページにて令和8年3月ごろご案内する予定です。

5 登録から任用までの流れ



- (1) 各学校で講師が必要になった場合、学校関係者(管理職)が登録書を閲覧し、候補者を選びます。その後、学校から直接登録者に連絡があり、面接等(紹介状持参)を経て任用となります。

- (2) 面接後、任用が決まりましたら、学校名・任用期間等を1週間以内に教員人材銀行へ報告してください。報告がない場合は、登録を取り消すことがあります。

※ 教員人材銀行経由以外で任用された場合も必ず報告してください。

※ 3月卒業見込の方の情報公開は、1月からです。

6 その他

- (1) 提出された登録関係書類は、教員人材銀行で保管し、原則として愛知県内の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校の管理職及び各教育委員会の職員が閲覧します。(個人情報等を他の目的には使用しません。)

- (2) 教員免許更新制の廃止により、免許状の有効期限等の取り扱いが変わりました。
詳しくは、愛知県教育委員会のHPをご覧ください。

【送付・問合せ先】

公益財団法人 愛知県教育・スポーツ振興財団 教員人材銀行
〒460-0007 名古屋市中区新栄一丁目49番10号
愛知県教育会館2階
☎ 052-242-1588 FAX 052-241-9103

ホームページはこちら ▶▶▶

教員人材銀行

検索 🔍



JR中央線 鶴舞駅 病院口から徒歩7分
地下鉄 鶴舞線 鶴舞駅 2番出口から徒歩10分
東山線 新栄町駅 1番出口から徒歩15分
名城線 矢場町駅 3番出口から徒歩15分